

★郵送申込を行う方は、本紙を必ず同封して提出してください。

児 童 名		提 出 日	年 月 日
-------	--	-------	-------

1. 必要書類の確認

《必ず提出が必要な書類》

チェック欄	書類の名称	備考・注意事項
☐	様式第1号 留守家庭児童会入会兼延長利用申請書	入会児童1人につき1枚
☐	留守家庭児童会利用資格証明書	20歳以上65歳未満の同居の方1人につき1枚
☐	郵送申込時提出書類等チェックシート（本用紙）	

《以下、必要な方はご提出ください》

▶利用資格証明書に添付書類が必要な方

チェック欄	書類の名称	備考・注意事項
☐	留守家庭児童会利用資格証明書の添付書類	自営業の方等、添付書類が必要になる場合があります。申請書類をよくご確認ください。

▶保育料の減免申請をされる方【2人以上同時に入会される方】

チェック欄	書類の名称	備考・注意事項
☐	様式第15号 留守家庭児童会保育料減免申請書	2人以上同時に入会される場合は、保育料の減免申請が可能です。 2人目以降のお子さまの保育料が半額減免になります。減免の対象となるお子さまのお名前でご申請ください。3人同時に入会される場合は、2人目のお子さま、3人目のお子さま1人につき1枚ずつ提出してください。

▶保育料の減免申請をされる方【市民税非課税世帯または所得割が0円の世帯の方、生活保護を受給されている方】

チェック欄	書類の名称	備考・注意事項
☐	様式第15号 留守家庭児童会保育料減免申請書	入会児童1人につき1枚
☐	市民税非課税証明書または課税証明書 または 生活保護受給証明書	申請理由に応じ、いずれか必要な方をご提出ください。 （1世帯につき1枚で結構です）

2. 郵送申込にあたっての承諾事項

なお、すべての承諾事項にご同意いただけない場合は、郵送申込の受付はいたしかねます。

チェック欄	承諾事項
☐	【令和7年4月から留守家庭児童会を利用される場合】 申込の受付期間は令和6年12月2日（月）～12月24日（火）であるため、本期間外の消印での到着となった場合、または書類不備等について池田市の指定する期日までに指摘事項の解消がなされない場合、受付不可となります。
☐	【令和6年度途中から留守家庭児童会を利用される場合】 申込の受付期間は入会を希望する月の前月15日までであるため、受付期間外の消印での到着となった場合、または書類不備等について指定する期日までに指摘事項の解消がなされない場合、受付不可となります。
☐	書類不備の内容により、書類の返却や追加提出・訂正等について、やむをえない場合は来課を要することがあります。
☐	書類受付が完了しましたら、担当課より郵送または電話にて郵送受付完了のご連絡を行います。 申込後の手続きについてもご案内いたしますので、必ずご対応ください。
☐	兄弟姉妹を含めて、留守家庭児童会保育料の滞納はありません。
☐	郵送から10日が経過しても担当課からの連絡がない場合は郵送の不達が考えられます。 お手数ですが、担当課までご連絡をお願いいたします。

3. 受付確認に関するご連絡先

住 所 〒			
保 護 者 名		電 話 番 号	
連絡のつきやすい時間帯 (記入いただいた時間以外の時間にもご連絡することがあります)			